

7 議案第41号関係

おいらせ町介護保険条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>附 則 1～15 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症による保険料の減免の特例)</p> <p>16 新型コロナウイルス感染症 (<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症</u>)をいう。以下同じ。)の影響により収入の減少が見込まれる場合等における令和2年2月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第9条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者 (<u>以下「主たる生計維持者」という。</u>) が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、<u>主たる生計維持者</u>の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。</p> <p>ア <u>主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額</u>(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を</p>	<p>附 則 1～15 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症による保険料の減免の特例)</p> <p>16 新型コロナウイルス感染症 (<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症</u>)をいう。以下同じ。)の影響により収入の減少が見込まれる場合等における令和2年2月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第9条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、<u>第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者</u>の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。</p> <p>ア <u>事業収入等のいずれかの減少額</u>(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の</p>

改正案	現行
<p>控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</p> <p>イ <u>主たる生計維持者の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額)のうち、減少する</u>ことが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p>	<p>当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</p> <p>イ <u>減少する</u>ことが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p>